

## (案)

### 宮城県スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 県は、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減を図り、あわせて災害時における電源等の確保に寄与することを目的として、スマートエネルギー住宅普及促進事業（以下「間接補助事業」という。）の実施に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部として、予算の範囲内で、スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「交付規則」という。）で定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

#### (交付の対象及び補助率)

第2 宮城県知事（以下「知事」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

#### (交付の申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律225号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

#### (交付決定の通知)

第4 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決

定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第6 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第7 補助事業者は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の増減を除く。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
  - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故の報告)

第8 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第3号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があった時には速やかに様式第4号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第12 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第6号による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に

係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第11第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第14 知事は、第7第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他本要綱又はこれに基づく知事の処分や指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反した場合
- (6) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に違反する場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第11第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第8号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第16 取得財産等のうち、交付規則第21条第2号及び第3号の規定により、処分を制限する財産として知事が定めるものは、前条の財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。
- 2 交付規則第21条ただし書の規定により知事が定める、財産処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。
- 3 補助事業者は、交付規則第21条の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、様式第9号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第17 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

- 第18 補助事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付しようとするときは、第4から第11まで及び第14から第16までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助事業の交付手続き等について交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第2関係）

対象経費	<p>①事業費（以下の設備等の導入に対する補助）</p> <p>(1) 太陽光発電システム 40千円/件</p> <p>(2) 地中熱ヒートポンプシステム 経費の1/10（上限300千円）</p> <p>(3) 蓄電池 80千円/件</p> <p>(4) V2H（住宅用外部給電機器） 70千円/件</p> <p>(5) HEMS（ホームエネルギーマネジメント機器） 20千円/件</p> <p>(6) エネファーム（家庭用燃料電池） 120千円/件</p> <p>(7) 既存住宅省エネルギー改修          窓等開口部：3～25千円/箇所（上限100千円）          外壁等：18～120千円/件</p> <p>(8) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 250千円/件</p> <p>②事務費</p> <p>(1) 人件費（当該事業に従事する職員に限る）</p> <p>(2) 消耗品費</p> <p>(3) 印刷製本費</p> <p>(4) 通信運搬費</p> <p>(5) 機器等賃借料</p> <p>(6) その他事業を行うために要する経費のうち知事が必要と認める経費</p>
補助率	10/10以内